

全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて

平成19年9月4日
小 中 学 校 課

本年4月に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて、本県教育委員会としての考え方を整理するものです。

1 背景

- 文部科学省は、事務次官通知（別添1の実施要領P4）及び初等中等教育局長通知（別添2のP3）で、都道府県教育委員会に対し、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないよう配慮を求めている、本県教育委員会もそのような公表はしないこととしている。
- しかし、文部科学省の公表後に、報道機関等から市町村や学校ごとの調査結果の開示請求が行われる可能性も高く、本県の情報公開条例に基づき開示の可否を判断すると、「基本的に全部開示」となる。（別添3）
- 市町村や学校ごとの調査結果を開示すると、「序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」（別添1の実施要領P7・別添2のP2～3）とする文部科学省の考え方に反することとなるため、あらかじめ本県教育委員会の考え方を整理することとしたものである。
（文部科学省からの調査結果の提供は9月中旬の予定）

【参考】

文部科学省が公表する調査結果	都道府県に提供される調査結果
①国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況 ②都道府県ごとの公立学校全体の状況 ③地域の規模等に応じたまとまり（大都市・中核市・その他の市・町村・へき地）における公立学校全体の状況	①文部科学省が公表する全国的な調査結果 ②当該都道府県における公立学校全体に関する調査結果 ③設置管理する各学校に関する調査結果 ④ <u>域内の各市町村における公立学校全体に関する調査結果</u> ⑤ <u>域内の各市町村が設置する各学校に関する調査結果</u>

2 本県教育委員会の考え方

文部科学省から提供される調査結果は全て受け取り、開示請求があっても非開示（事務次官通知のとおり）

※非開示決定をした本県教育委員会に対し、行政不服審査法による不服申立てが行われた場合は、県情報公開審議会に諮問し、その答申を尊重して決定を行う。

18 文科初第 317 号
平成 18 年 6 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学事務次官
結 城 章 夫

平成 19 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省では、平成 19 年度から、小学校第 6 学年及び中学校第 3 学年の全児童生徒を対象とする全国学力・学習状況調査を実施することとし、この度、実施要領を別紙のとおり定めましたので通知します。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び調査に関係する所管の学校に対して、市町村教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに、十分周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の理解と協力をお願いします。

平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

1. 調査の目的

- (1) 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。

2. 調査の名称

「平成19年度全国学力・学習状況調査」(以下、本調査という。)

3. 調査の対象とする児童生徒

- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。
 - ア 小学校第6学年，盲・聾・養護学校小学部第6学年
 - イ 中学校第3学年，中等教育学校第3学年，盲・聾・養護学校中学部第3学年
- (2) 盲・聾・養護学校及び小中学校の特殊学級に在籍している児童生徒のうち，調査の対象となる教科について，以下に該当する児童生徒は，調査の対象としないことを原則とする。
 - ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
 - イ 知的障害養護学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査事項及び手法

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校第6学年に対する調査は，国語・算数とし，中学校第3学年に対する調査は，国語・数学とすること。

(イ) 出題範囲は，調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし，出題内容は，それぞれの学年・教科に関し，以下のとおりとすること。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や，

実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

- ② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

（ウ）出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入すること。

イ 質問紙調査

小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査を実施すること。

（2）学校に対する質問紙調査

学校における指導内容、指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況及び児童生徒の体力・運動能力の全体的な状況等に関する質問紙調査を実施する。

5. 調査を実施する日時

（1）児童生徒に対する調査

ア 調査実施日を平成19年4月24日火曜日とすること。

教科に関する調査は、全体で小学校は3単位時間、中学校は4単位時間、質問紙による調査は1単位時間とすること。（ここでいう1単位時間は、小学校で45分、中学校で50分とすること。）

イ 平成20年度以降における調査の実施予定日は、原則として毎年4月の第4火曜日とすること。

（2）学校に対する質問紙調査

平成19年4月に実施する。

（3）調査実施に関するスケジュールの予定

別紙1のとおりとする。

6. 調査の実施体制

本調査の実施体制は、以下のとおり（公立学校、私立学校、国立学校における調査の実施系統図は、それぞれ、別紙2、別紙3、別紙4）とする。

- (1) 本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等（以下、参加主体という。）の協力を得て実施する。なお、事業の一部（調査問題の発送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会及び学校等への提供作業等）は、文部科学省が民間機関に委託して実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する調査に関係する学校に対して指示・指導・助言等をするなど調査にあたる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、所管の学校に対して指示・指導・助言等をするなど調査にあたる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の示し方

調査結果については、小学校及び中学校のそれぞれについて、以下の事項等を示すこととする。

- ア 教科に関する調査の結果について、国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答値、中央値、最頻値、標準偏差等
- イ 都道府県・市町村・学校・児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ
- ウ 国語、算数・数学の問題ごとの正答率
- エ 児童生徒及び学校に対する質問紙調査の結果について、
 - (ア) 学習意欲や学習方法等に関する結果
 - (イ) 児童生徒の学習環境や生活の諸側面等と学力との相関関係の分析
 - (ウ) 学校における教育条件の整備状況等と学力との相関関係の分析

(2) 調査結果の公表

文部科学省は、以下のア～ウについて、(1)に掲げる調査結果の分析データを

公表する。

ア 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況

イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況

ウ 地域の規模等に応じたまとまり（大都市（政令指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市、町村、または、へき地）における公立学校全体の状況

（3）調査結果の提供

調査結果については、各教育委員会、学校等に対して、（2）に示す文部科学省が公表する内容に加えて、以下の調査結果を提供し、その内容は別紙5のとおりとする。

ア 文部科学省は、参加主体に対して、以下の調査結果を提供すること。

（ア）都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校に関する調査結果

（イ）市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体及びその設置管理する各学校に関する調査結果

（ウ）学校法人に対しては、その設置管理する各学校に関する調査結果

（エ）国立大学法人に対しては、その設置管理する各学校に関する調査結果

イ 各学校に関する調査結果は、当該学校全体、各学級及び各児童生徒に関するものとする。学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒にかかる調査結果を提供すること。

ウ 文部科学省は、都道府県教育委員会に対して、当該都道府県における公立学校全体、域内の各市町村における公立学校全体及び各市町村が設置する各学校に関する調査結果を提供すること。

（4）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果の取扱いについて配慮すべき点は、以下のとおりとする。

ア 調査結果の公表にあたっては、本調査の結果が学力の特定の一部であることを明示すること。また、数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。

イ 本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。

また、市町村教育委員会は、上記と同様の理由により、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。

ウ 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、そ

それぞれの判断にゆだねること。

ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。

- エ 都道府県教育委員会が、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど個々の市町村名が明らかとならない方法で公表することは可能であると考えられること。

また、都道府県等が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの自治体の判断にゆだねられること。

8. 調査実施にあたっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施にあたっての市町村教育委員会、学校等からの問い合わせや調査問題の発送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、学力調査相談連絡センター（コールセンター）を設置する。
- (3) 本調査についてインターネット上で相談を行うことを可能とする専用のWebサイトを開設し、教育委員会、学校等との双方向の情報交流を図る。

9. 予備調査

本調査の確実かつ円滑な実施に必要な検討を行うために予備調査を実施する。

- (1) 調査事項、対象学年等

本調査に準じる。

- (2) 対象校

全国の小学校及び中学校から各々100校程度を選定する。

- (3) 調査日時

平成18年11月から12月までの間で、予備調査対象校の行事などの都合を勘案し、実施可能な日において実施する。

(4) その他

- ア 予備調査の調査問題及び調査結果の公表は行わないが、予備調査実施後に一部の問題例を公表すること。
- イ 個々の児童生徒に対する調査結果の提供は行わないが、当該学校に対しては、学校全体の児童生徒の学力の分布が分かる調査結果を提供する予定であること。
- ウ 具体的な実施方法等については、おって予備調査実施マニュアルで示す予定であること。

10. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における実施体制等

本調査を実施するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- イ 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ウ 調査問題や個人情報等の調査に関して知り得た秘密については、各教育委員会、学校等においてその保持を徹底すること。

(2) 学校行事による日程の変更等

本調査は、原則として対象となるすべての学校の協力を得て実施することとしている。ただし、調査実施日に既に修学旅行等の学校行事が予定されており、この学校行事の日程を変更できない特別の事情がある場合は、教育委員会、学校等の判断により、調査実施日以降に別途調査することを可能とする。

この場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(3) 体力・運動能力の状況に関する調査

文部科学省が定める新体力テスト実施要項に基づく新体力テストを平成18年度に小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象として実施している学校に対しては、学校に対する質問紙調査において、その測定結果の提供を求めることとする。

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、一人一人の障害の種類や程度に応じて、調査時

間の延長、点字・拡大冊子の使用、別室の設定などの配慮を行うものとし、詳細については、別途、調査実施マニュアルで示すこととする。

(5) 調査問題等の公開

文部科学省は、本調査を実施後速やかに、調査問題、採点基準、出題のねらい等を公開することとする。

(6) 調査により得られる分析データの取扱い

ア 文部科学省は、調査により得られる分析データのうち、公表する内容を除くものについて、以下のような考え方で対応すること。

- ・ これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、上記を参考に、それぞれの情報公開条例に基づき同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること。

(7) 調査実施マニュアルの作成・配布

本調査の具体的な実施方法等については、平成19年1月に作成・配布を予定している調査実施マニュアルで示す予定である。調査実施マニュアルの主な記載項目は以下のとおりとする。

- ア 作業日程
- イ 調査の実施体制
- ウ 各教育委員会、学校等の連絡体制
- エ 問題冊子の体裁・構成及び時間割のモデル案
- オ 本調査実施時における具体的な作業手順
- カ 障害のある児童生徒に対する具体的な配慮事項
- キ 不測の事態への対応

調査実施に関するスケジュールの予定

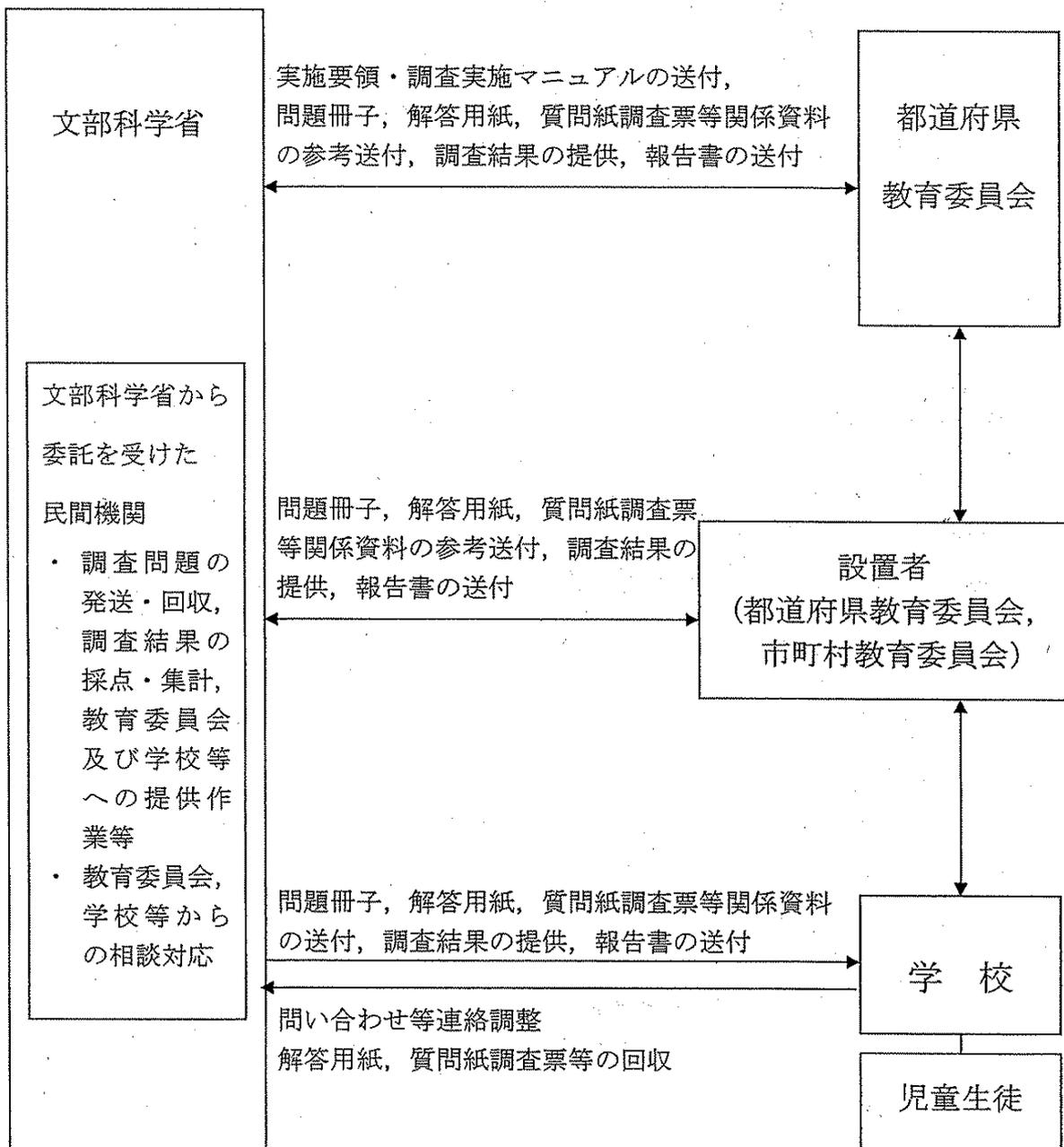
	文部科学省等(※1)	都道府県等(※2)	設置管理者	学校
18年 6月	実施要領の作成	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領
10月	予備調査実施 マニュアルの 作成	予備調査実施 マニュアルの 受領・周知	予備調査実施 マニュアルの 受領・周知	予備調査実施 マニュアルの 受領(実施校のみ)
11月	予備調査の実施(平成18年11月～12月)			
19年 1月	調査実施 マニュアルの 作成	調査実施 マニュアルの 受領・周知	調査実施 マニュアルの 受領・周知	調査実施 マニュアルの 受領
3月 ～5月	問い合わせ対応 連絡調整等			問い合わせ 連絡調整等
	調査に関する 資材等の発送作業			調査に関する 資材等の受領・保管
4月	本調査の実施(平成19年4月24日(火))			
	調査に関する 資材等の回収作業			調査に関する 資材等の回収作業
8月 ～9月	調査結果の 公表及び提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
9月 以降	調査報告書 の作成	調査報告書の受領	調査報告書の受領	調査報告書の受領

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所及び文部科学省から委託を受けた民間機関を含む

※2 都道府県等とは、国立学校の場合は文部科学省、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局のこと

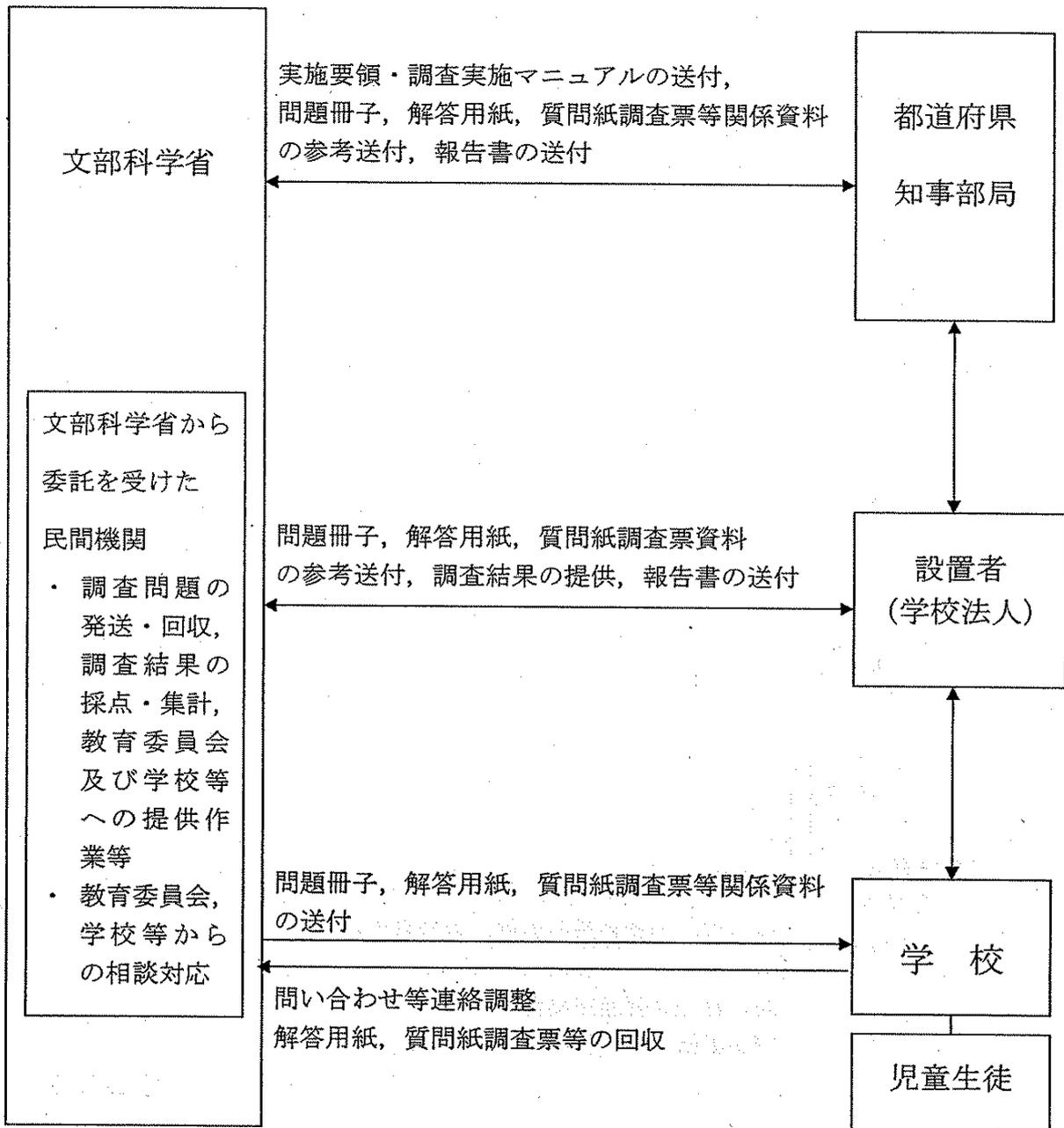
調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、本調査は、次のような系統で行う。



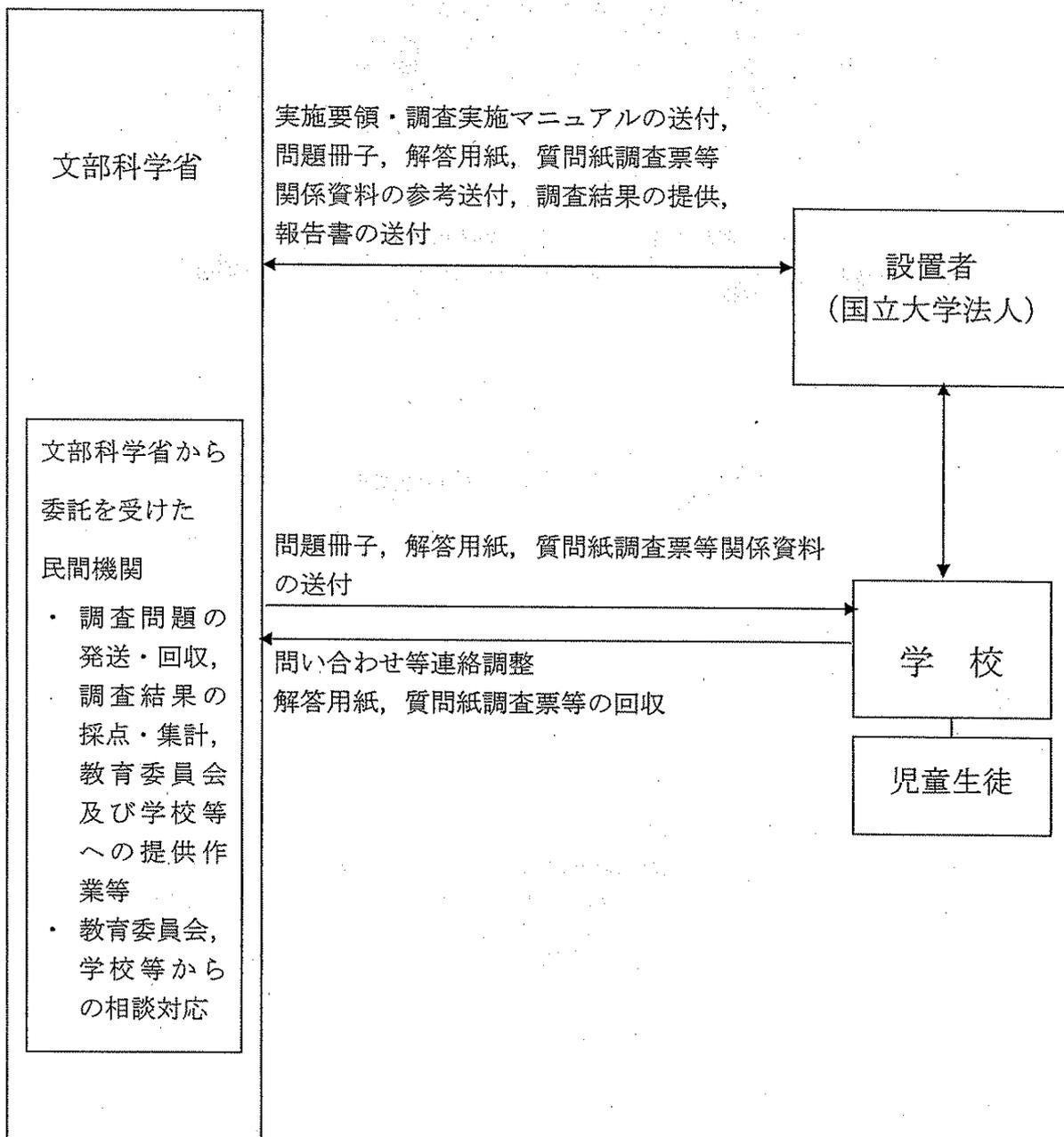
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、本調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校】

国立学校において実施する場合、本調査は、次のような系統で行う。



文部科学省が提供する調査結果

提供先	文部科学省が提供する調査結果の内容
都道府県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果 ・ 当該都道府県における公立学校全体に関する調査結果 ・ 設置管理する各学校に関する調査結果 ・ 域内の各市町村における公立学校全体に関する調査結果 ・ 域内の各市町村が設置する各学校に関する調査結果
市町村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果 ・ その位置する都道府県の全体の状況に関する調査結果 ・ 当該市町村における公立学校全体に関する調査結果 ・ 設置管理する各学校に関する調査結果
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果 ・ 設置管理する各学校に関する調査結果
国立大学法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果 ・ 設置管理する各学校に関する調査結果
学校 (公立)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が公表する全国的な調査結果 ・ その位置する都道府県の全体の状況に関する調査結果 ・ 当該学校全体に関する調査結果 ・ 各学級に関する調査結果 ・ 各児童生徒に関する調査結果 <p>※学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒にかかる調査結果を提供する</p>

19文科初第616号
平成19年8月23日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 殿

文部科学省初等中等教育局長
金 森 越 哉

(印影印刷)

全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて（通知）

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の円滑な実施について、特段の御理解と御協力をいただいておりますが、本調査については、現在公表に向けた作業を進めているところです。

今後、文部科学省から各教育委員会に対して、調査結果を提供することとなりますが、その取扱いについては、「平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成18年6月20日付け18文科初第317号文部科学事務次官通知）において示した「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき適切に行われる必要があります。

については、今後の調査結果の公表に向けて、各教育委員会においては、下記に示す、実施要領の該当部分及び留意事項に基づき、調査結果の取扱いについて適切に行うようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して、同様に、調査結果の取扱いについて適切に行うよう指導の徹底をお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

本調査に参加・協力した教育委員会は、実施要領を前提として調査に参加・協力したものであり、調査結果の取扱いについては実施要領に基づいて行うこと。

2 調査結果の公表について

(1) 実施要領

実施要領の7.(4)では、①都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと、また、②市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表を行わないことを定めている。

(2) 留意事項

市町村教育委員会、学校がそれぞれの判断で自らの結果を公表した後においても、都道府県教育委員会は個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行わないこと。同様に、学校がそれぞれの判断で自校の結果を公表した後においても、市町村教育委員会は個々の学校名を明らかにした公表を行わないこと。

3 情報公開における調査結果の取扱いについて

(1) 実施要領

実施要領の10.(6)では、調査により得られる分析データのうち、公表する内容を除くものについて、①文部科学省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこと、また、②教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、①を参考に、それぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があることを定めている。

(2) 留意事項

① 文部科学省が公表する内容以外の情報について、文部科学省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の本文「国の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を根拠として、不開示情報として取り扱うこととしていること。

② 国が行う本調査の結果の公表・情報公開については、これまでも国会等で広く議論が行われてきたところであり、都道府県教育委員会が個々の市町村名・学校名を明らかにした情報を公にした場合又は市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした情報を公にした場合、その性質上、本調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。また、その具体例としては、次に掲げるおそれが挙げられること。

ア 本調査の実施については、序列化や過度な競争につながらないよう特段の配

慮が必要であることについて、国会、審議会等において議論が行われたところであり、それらの議論を踏まえて作成した実施要領の趣旨に反して、都道府県教育委員会が個々の市町村名・学校名を明らかにした情報を開示し、又は市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした情報を開示することにより、本調査の実施方法に対する国民の信頼が損なわれるおそれ

イ 市町村教育委員会等は自らの判断で本調査に参加しているところ、一部の都道府県教育委員会が個々の市町村名・学校名を明らかにした情報を開示し、又は一部の市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした情報を開示することにより、次年度以降市町村教育委員会等からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、結果として全国的な状況を把握できなくなるおそれ

- ③ 都道府県教育委員会においては、①及び②を参考に、それぞれの地方公共団体が定める条例を根拠として、個々の市町村名・学校名を明らかにした情報の開示により本調査の適正な遂行に支障を及ぼすことにならないよう適切に対応すること。同様に、市町村教育委員会においては、①及び②を参考に、それぞれの地方公共団体が定める条例を根拠として、個々の学校名を明らかにした情報の開示により本調査の適正な遂行に支障を及ぼすことにならないよう適切に対応すること。なお、その際、別添2、3の資料が参考になると考えられること。

〔参考〕

- 別添1 平成19年度全国学力・学習調査に関する実施要領（抜粋）
- 別添2 調査結果の公表・情報公開に関する国会での主な質疑内容
- 別添3 調査結果の公表・情報公開に関する中央教育審議会の答申等の記述

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
学力調査室
電話 03-5253-4111（代表）
内線 3725

平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（平成18年6月20日 文部科学省事務次官通知）

7. 調査結果の取扱い

(2) 調査結果の公表

文部科学省は、以下のア～ウについての分析データを公表する。

ア 国全体の状況及び国立・公立・私立学校別の状況

イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況

ウ 地域の規模等に応じたまとまり(大都市(政令指定都市及び東京23区)、中核市、その他の市、町村、または、へき地)における公立学校全体の状況

(4) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果の取扱いについて配慮すべき点は、以下のとおりとする。

ア 調査結果の公表にあたっては、本調査の結果が学力の特定の一部であることを明示すること。また、数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。

イ 本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。

また、市町村教育委員会は、上記と同様の理由により、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。

ウ 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。

ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。

エ 都道府県教育委員会が、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど個々の市町村名が明らかとならない方法で公表することは可能であると考えられること。

また、都道府県等が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの自治体の判断にゆだねられること。

10. 留意事項

(6) 調査により得られる分析データの取扱い

ア 文部科学省は、調査により得られる分析データのうち、公表する内容を除くものについて、以下のような考え方で対応すること。

・これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、上記を参考に、それぞれの情報公開条例に基づき同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること。

(別添2)

調査結果の公表・情報公開に関する国会での主な質疑内容

1. 平成18年3月1日(水) 予算委員会第四分科会(抜粋)

○丹羽秀樹議員

・・・さらには、各自治体や学校間での競争が激化してしまい、その辺でも問題が生じ、・・・とっております。

(略)

○小坂文部科学大臣

(略)

過去にあった学力調査における意見として、自校の成績を上げるために学力の差のある生徒に対して受けさせないというような事例が生じたりという弊害が過去指摘をされたこともあります。そういったことに十分配慮をいたしまして、それぞれに積極的にお取り組みいただけるようにするためには、調査の趣旨や、それから私どもが考えている配慮を十分にお伝えして、理解を得て、そして自主的に、積極的に参加していただく、そういう環境づくりが非常に重要だと思っております。

そのことにまず心を砕きながら、今専門家の検討会議を組織して検討していただいております。具体的な実施の枠組みについてはその結論を待っていきたく思っております。

全国的に、学力、生徒の学習理解度などを十分把握できる、そして検証できるということ、それから各学校における教育指導や児童生徒の学習の改善に役立つようなものにする、そういった意味で、調査の実施方法、結果の取り扱い、公表の仕方、ここが非常にポイントだと思っております。

特に公表の仕方、どこへどう戻すのかというフィードバックのレベルについては、私どもも、少なくとも学校の公表に当たっては、全国的に見た中で大まかな感覚がつかめるように、余り個別的なものを公表するということになりますと弊害が生じることも懸念されますので、専門家の御意見を聞きながら、その辺には十分に配慮をしたい。

それから、知識だけでなく実生活での活用力をはかるような方式にする、それから序列化につながらないように配慮をすること、こういった点を検討して、実施要項に向かって詰めていきたい、こう考えております。

各教育委員会においてこの考え方を御理解いただいて、漏れなく参加していただけるように努力をしまいたいと存じます。

2. 平成18年3月15日(水)衆・文部科学委員会(抜粋)

○池坊保子議員

(略)

私は学力テストが全国レベルで二位だ三位だなんということに一喜一憂する必要はないと思うんですね。低学年では伸びなくたって、基礎、基本をしっかり身につけていれば高等学校でその能力を伸ばすこともできますから、学力テストだけがすべてみたいなことは考える必要はないので、……。

文部科学大臣には、これから国はどういうことをやるべきと考えていらっしゃるのか、そのお考えとともに、地方にどういうことをしてほしいと願っていらっしゃるのか。それから、あわせて、今の学力テスト、そういうことについてもお考えをお伺いしたいと存じます。

○小坂文部科学大臣

(略)

その位置づけをしっかりと把握して、それがもし最初のプランとずれているようであれば、それを今度は是正するため、あるいはさらに前向きに前進させるためのアクションをとっていくということでございますので、それぞれの教育現場において、自分たちがどのような位置づけになっているのか、また、自分たちがやってきたことがどのように前進をしているのか、あるいは停滞をしているのか、そういったことについての正しい認識を持っていただくことが必要でございます。これは国の立場から行うものではなくて、現場の皆さんに対しても、自分たちが行ったことに対する自己評価といいますか、自分たちでこれを確認していただくための材料を提供するといった意味での効果は十分にあるものだと思っております。その意味で、この全国学力調査については、結果の公表の仕方というものを私どもは十分に配慮をしていかなきゃいかぬと思っております。

すなわち、個別の個人あるいは学校あるいは市町村の位置づけを公表するのではなくて、まずもって大きなブロック単位でそれぞれの位置づけがどのようになっているのか。また、その中において、それぞれの市町村は、その県の中で一体自分はどういう位置づけになっているかということが把握できるように、都道府県のブロックあるいは市町村のうち市の、政令指定都市を含めた、中核市、政令市、そういった大くりのあり方、町村というくりのあり方、あるいは過疎の町村というものもまた別につくる必要があるかもしれません。

そういったそれぞれのレベルの段階で比較をして、そして、それぞれの都市部、大都市部ではどうなのか、あるいは地方都市ではどうなのかというような、大くりでまず位置づけを見ていただくというようなことができるような配慮もしながら、こういったことを現場で十分御理解いただければ、自分たちの町村に対して直接的な位置づけをして公表されるようなものに参加はしたくないというような間違った理解のないように、十分にその意義とやり方、方法等を周知して取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

3. 平成18年3月16日(木) 参・文教科学委員会(抜粋)

○北岡秀二議員

(略)

所信の中にも入っておるようでございますが、全国的な学力調査の実施にも大臣は触れておられます。学力低下が危惧されている中、大臣自身、今までゆとり教育の是非云々いろいろ言われておりました。……今後、学力の向上に対して文科省としてどういうふうに取り組んでいかれるのか、大臣のお考えも含めて、お伺いをさせていただきます。

○有村大臣政務官

北岡先生から御質問がありました学力調査のことだけ私が担当させていただきます。

全国的な学力調査については、児童生徒の学習到達度を全国的に把握して国として一定以上の教育水準の確保を図ること、また、各教育委員会、学校に対して広い視野で教育指導の改善充実を図るための機会を提供することを目的として、十九年度の早い時期に小学六年生の国語、算数、中学三年生の国語、数学について原則として全児童生徒を対象に行いたいと考えております。

中教審、昨年10月の答申においても、学校間の序列や過度な競争等につながらないよう十分な配慮が必要と指摘されておりまして、これはしっかりと課題として踏まえた上で、問題作成や公表の在り方、フィードバックの仕方など、心して取り組んでまいりたい。特に具体的な実施方法については、専門家による討論、会議において議論を進めていただいております。来月、4月をめどに取りまとめを行う予定であります。

その上で、市町村、それから実施していただく児童生徒、学校現場の先生方、また保護者の方々にも理解をしていただくような努力を重ねてまいりたいと考えております。

(略)

○井上哲士議員

(略)

……市区町村ごとに、市区町ごとに公表が、発表されて、おまえの学校は成績最下位だとかあんたの市是最悪だといってからかわれたとか、それから、もうそういうことを言われるので引っ越したいと親に言ったとか、もうみんなに迷惑掛けるからテストの日休んだとか、こういう子どもの声もたくさんあるんです。現にこういうことになっているわけですから、私は見直すべきだと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○小坂文部科学大臣

委員の御懸念は、過去の学力調査の弊害部分という点を十分注視する必要があると。私も指示をしているところでございます、そういった意味で、悉皆的な調査をいたしますと、それをそのまま公表するような形を取るとそういった弊害というものが指摘されます。例えば市町村の各学校ごとの状況を順位付けして発表するというようなことをいたしますとそういう状況になってくると思います。

そういったものをそれじゃどうやって緩和していくかということになりますと、公表の仕方を十分に検討する必要があると私は思っているわけでございます。例えば、大都会あるいは都市部、町村部、市町村部と。市部もいろいろな区分けがあるかもしれませんが。それから、いわゆる過疎市町村と呼ばれるような地域、こういったものを全体的ににくくりにして、そしてどういうレベルにあるかという検証をし、適宜必要に応じた公表をするというようなことも考えられますし、また、各教育委員会に対してその管轄の全体的な像を提示するというのも一つの方法だと思います。

こういった方法を今十分に検討を重ねて、そういった弊害的な、御指摘に当たるようなことがミニマイズされるような、最小限化されるような方法を策定をして実施をしまいたい、そして、そういった方式を公表することによって、今委員が御指摘になったような懸念が払拭されるように努めてまいりたいと存じます。

4. 平成18年3月22日(水) 参・文教科学委員会(抜粋)

○神本美恵子議員

(略)

悉皆でやることの問題については、日本もこれまで、過去、学テというのがありまして、学力テストがあって、途中で中止せざるを得なくなったのは、この悉皆でやったために過度な競争や、それからテストのための準備授業になってしまうというような、それから低得点しか取れない子供や学校に対して過度なストレス、プレッシャーを与えてしまって、教育そのものがゆがんでいったという経験の中であれば中止に追い込まれたと思うんですね。

(略)

○小坂文部科学大臣

委員から各種の御指摘がございました。

全国学力調査に関しましては、ゆとり教育に対するいろいろな御意見、またPISAの調査に現れている読解力及び理数系の学力の低下という指摘、こういったものを踏まえながら、現状がどこにあるのかということをしっかり把握する意味で、是非とも実施させていただきたいと、こう考えております。

その実施に当たりましては、専門家による検討会議を設けてそこで検討していただいておりますけれども、単にその検討結果を踏まえて実施するだけでなく、中央教育審議会における答申の意向、そしてまたこの検討会議の結論、それから市町村等の意見を十分に聞いて、そしてそういった上で、今御指摘のありましたいわゆる弊害と言われるようなものの除去に努めて、この確実な実施と、そして悉皆調査によるいわゆる御指摘のあったような単なる個別の競争を起こすような、過度の競争に入るような、そういった弊害が生じないような方法を講じて、公表等についても十分に配慮して、そういった点を配慮した上で公表の方式等も考えて、各市町村、学校現場の皆さんの理解が十分に得られるような方法を模索してまいりたい、その上での実施を心掛けたいと思っております。

5. 平成18年10月26日(木) 参・文教科学委員会(抜粋)

○井上哲士議員

もう1点、大変危惧をもっておりますのは、いわゆる競争と選別、そのもとでの格差が拡大するのではないかということなんです。

文部科学省は、来年の4月から全国一斉に、小学校6年生と中学校3年生の、すべての子どもたちを対象に学力テストを行います。私は、今年の3月の委員会でも、これには反対だということを申し上げました。非常に弊害が大きいと。その際にですね、文部科学省としても、この学力テストの実施が、過度の競争をまねいたり、学校間の序列化を招来したりすることはあってはならないと答弁をされ、そして、結果の公表については弊害的な部分を最小限化すると。これは前的大臣が答弁をされました。

その後、色々な公表方法について検討があったと思いますが、どういう形で公表されるのでしょうか。

○銭谷初等中等教育局長

来年の4月に行います全国学力・学習状況調査の結果の公表についてでございますが、まず1つは、国全体の状況を公表いたします。2つには、都道府県単位の状況を公表する予定にいたしております。3点目には、地域の規模等のまとまりごとの状況一ちょっとわかりにくいのですが、大都市、中核市、その他の市、町村等に分けて、それぞれの状況を公表する予定にいたしております。

私どもといたしましては、公表するデータの読み取り方と合わせ示すなど、序列化や過度な競争につながらないように、十分配慮することを基本的な視点といたしております。

○井上哲士議員

国としてはそういう公表ですが、都道府県の教育委員会、それから市町村の教育委員会での結果の取扱いはどの様にお考えでしょうか。

○銭谷初等中等教育局長

各教育委員会における、全国学力・学習状況調査の結果の取扱いにつきましては、これも序列化や過度の競争につながらない取扱いを求めているところでございます。すなわち、都道府県の教育委員会に対しましては、域内の市町村や学校の状況について、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと。市町村の教育委員会に対しましては、同様に、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表を行わないことを求めているところでございます。

(略)

○井上哲士議員

そうしますと、前大臣がですね、いわゆる学校ごと、市町村ごとなど公表すると弊害的な部分があると、こういうことも言われていたわけですが、伊吹大臣も同じ考えだと、ということによろしいですか。

○伊吹文部科学大臣

学力調査とのは何のためにやるかという、やはり最低限の学力が全国的についているかどうかということを調べるわけですからね。いま政府参考人が申しましたように、文部科学省としては1つ1つの学校の成績を公表するというようなことは考えないと、こう言ってるわけですから。それで私はいいんだと思います。

6. 平成18年11月22日(水)参・教育基本法に関する特別委員会
(抜粋)

○井上哲士議員

・・・既にこの学力テストと学校選択制が併せて行われている自治体で一体どう
いうことが起きているのかと。

要するに、学校同士の点数競争が激しくなって、例えば点数を上げるために過去の問題を何回も何回もやらせるとか、そのためにできない子は学校に来づらい雰囲気をつくられている。実際に自分が学校の平均点を下げることが苦にして休む子もいると、こういうことが起きています。

・・・そういう学校間のテストの点数教育でこういうゆがみが起きているという事態についてはどうお考えか、お願いします。

○伊吹文部科学大臣

・・・全国の学力テストというのは、文科省の実施する学力テストというのは習熟度がどこまでかということを確認するためにやっているわけでして、・・・それによって学校の格付をするという気持ちは、私たちはありません。

ただ問題は、先ほど来も議論が出ておりますが、進学率が高いから補助金を増やすとか、そういうことは私はやっぱり余り感心しないと。競争はやっぱり学校間でしてもらわなければいけないんですよ。競争という言葉はいろいろな意味がありますが、国民の税金を使ってやっているわけですから、競争という言葉はともかく、国民の税金を効率的に使うということだけはやっぱりこれは避けて通れないんですね。そのことと進学率によって補助金を分けるなどということは、私はちょっと別の観点からやっぱり深く考えるべきだと思います。

7. 平成19年4月20日(金)衆・教育再生特別委員会(抜粋)

○石井郁子議員

この学力テストの結果は公表し、また、学校に順位をつけたり、ランクをつけることになるのではありませんか。

○安倍内閣総理大臣

全国の学力・学習状況調査においては、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は行いません。そして、学校間の序列化や過度の競争をあおらないように十分我々は配慮しなければならないと考えています。

一方、教育再生会議の第一次答申で提言をされておりますとおり、各学校が説明責任を果たすため、保護者に対して、自校の学力や学習状況とその成果や改善計画を説明することは重要であろうと思いますし、また、規制改革・民間開放の推進に関する第三次答申においては、調査結果については、学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用すべき、としているところであります。

これらの答申の趣旨を踏まえまして、調査結果による学校のランク付けではなくて、それぞれの学校が自校の学力等の状況を把握し向上させることを促していく必要があると考えています。

○石井郁子議員

調査結果の公表は行わないということは御答弁されたと思います。ところで、総理は御自身の著書「美しい国へ」の中で全国的な学力調査を実施し、その結果を公表するべきであると書かれています。結果を公表するというのが総理のお考えではありませんか。

○安倍内閣総理大臣

私が申し上げましたように、学力テストは全国の学力の水準を把握をし、そしてまた、改善を図っていくためのものであって、ただ調査をやるだけでは何の意味もなさない訳でありますから、その調査の結果を各学校に伝えていくということは当然大切でしょうし、また、父兄の皆さんが、一体自分の子どもが通っている学校はどうであろうということになれば当然知ることができるということになるのではないかと。しかし、最初に申し上げましたように、ランク付け等々をするのはふさわしくないというところでございます。私が公表と申しましたのは、結果がどうであったかということを学校あるいは父兄が知ることができるということは重要ではないかと考えているところでございます。

○石井郁子議員

ランク付けをしないということですが、公表するということはランク付けにつながるということなんですよ。ですから、総理がこの中でお書きになっているということは今の取組みと違っているというふうにはなりませんか。これは撤回すべきではないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣

国全体と都道府県では公表しておりますから、そういう意味では私の趣旨に則って公表、つまり、都道府県がどうなっているかということについては公表している訳でございます。ですから、個々の学校においてはランク付けは行っていません。要は、最初に申し上げました

ように、御両親が自分のお子さんが通っている学校がどういう状況にあるのかを知ることができるということは大きなことであって、であるならば工夫をしまいいたいということにつながっていく、そして、皆で改善の努力も行っていくということは十分可能ではないかと考えている。

○石井郁子議員

都道府県や市町村がどのように行うかということと国がどうするかということは自ずから別のことでありまして、今は、国の対応をお聞きしているところでございます。なぜそのことをお尋ねするかと申しますと、2005年12月の規制改革・民間開放推進会議の第二次答申では、このように述べております、「全国的な学力到達度調査について検討が進められているが、教員評価に資するなど同調査を実効あるものとするためには悉皆的に実施し、学校に関する情報公開の一環として学校ごとに結果を公表する必要がある。」ということを明確に述べてますね。先ほども総理がお触れになりましたけれども、教育再生会議でも、そういう議論をしているところであります。結果を公表するということと学校選択制ということとがリンクされて議論されている訳でございますので、お尋ねしている訳でありまして、総理は、この答申部分は否定されるのでしょうか。国として、結果は公表しないということは断言できますか。

○安倍内閣総理大臣

先ほど申し上げましたのは、国として国全体と都道府県の状況については公表するということで申し上げた訳でございます。都道府県の状況については、個々の学校がどうなっているかということではなくて、たとえば、神奈川県はこういう状況になっていますよ、神奈川県全体については公表する、あるいは、国全体についてはどういう状況になっているかということは公表する訳であります。学校ごとのランク付けはしないということでございます。これも申し上げておかなければならない。しかし、何のためにこの学力テストを全国でやっているかといえば、それぞれの学校で学力の状況が落ちていれば改善の努力をする、良い学校があれば良い学校でやっていることをそのような学校にさらに活用してもらうということは十分に可能であろうと思うところでございます。また、規制改革・民間開放の推進に関する第三次答申においては、調査結果については学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用すべき、とされているところでございます。

○石井郁子議員

確認したいのですけれど、個々の学校がどうかということをお知らせすることは当然なのですが、最初の御答弁では市町村名、学校名を明らかにした結果の公表は行わないとだったと思うが、そこははっきりしていますよね。

○安倍内閣総理大臣

それははっきりしております、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は行わない。しかし、先ほども申し上げましたとおり、国全体と都道府県の状況については発表するということでございます。

8. 平成19年4月26日(木) 参・文教科学委員会(抜粋)

○水岡俊一議員

昨日の朝日新聞の社説に載っておりました、「全国学力調査格差を広げないように」というそういう題で出ておりますが、その中に私が申し上げたいことが正に書いてありました。「文科省は結果を都道府県ごとに公表するのにとどめる。しかし、学校ごとの成績を含む詳しい結果は、市町村の教育委員会と学校に伝えられる。それを市町村や学校が公表するかどうかは、それぞれの判断にゆだねられた。」、こういうふうに書いてあります。

これは、これまでの当委員会でのお話の中でもそういったことについては確認をされてきているところでありますが、学校ごとあるいは市町村ごとの成績が発表されるということについての懸念は今の段階においてどういうふうにとらえておられるか、ちょっとお聞きをしたいと思いますが。

○伊吹文部科学大臣

(略)

率直なところ、この調査を実施するに当たっては、各都道府県教育委員会と文部科学省の中で、今先生が御懸念になっているようなことも踏まえて、私はきちっと話をさせております。その話の内容は、これはあるがままの児童生徒の学力を把握をして、これからの教育行政あるいは教科書の在り方、教育課程の在り方等の参考にするためにやるものですから、作って点数を上げる性格のものじゃないということをもまずはっきりとさせておくようにと、そしてその上で、国としては全体の数字と都道府県の状況は公表いたしますと、で、各々の市町村、学校の名前は公表を、明らかにするというような公表はしないでおこうという約束で都道府県教育委員会と我々の間の約束が行われて、都道府県教育委員会はそれを受け入れてやっておられるわけですよ。

ですから、もう先生のお手元に行っていると思いますが、18年の6月の事務次官通知ということがありまして、この中にそのことはもうかねてから明記されているわけですね。で、この取扱いを前提として各教育委員会は当然参加をしているわけですから、個々の市町村名とか学校名というものは、市町村にゆだねられているというは、私は必ずしも正しい記述ではないと思いますね。

○水岡俊一議員

大臣、そこで、大臣のお気持ち、それから文科省の考え方、私なりに理解をしているつもりなんです、今教育界で心配をされていることは、ある議会でこの情報について公開をするようにという請求がなされたり、あるいは情報公開制度によって請求がなされたり、あるいは公開をするように訴訟が起こされたりとか、こういうことが今起こっているわけですね。このテストが正に行われた今、こういった公開請求に堪え得ることができるのかということについて私はちょっと心配をしているんですが、その点についてはいかがでしょう、大臣。

○伊吹文部科学大臣

今申し上げたような、この実施のかなり詳細な、先生のお手元にも行っていると思
いますが、これずっと詳しく読んでいただくと、そういう前提で教育委員会と文部科
学省がこれをやって、この全国統一の学力テストをやるという合意にはなっていない
んですよ、個別の学校名を出すというようなことはね。

ですから、仮にそういう請求が行われたとしても、まず私たちとしては、情報公開
法5条の6号ですか、の規定からこれはお断りをするというのが当然の筋なんであつ
て、もちろん司法の場で争われるかも分かりませんよ。しかし、そのときには、お手
元にいる我々と都道府県教育委員会とのその合意の内容、これを実施するに当
たつての、それがやはり公判の有力な私は資料になると思います。

9. 平成19年5月29日(火) 参・文教科学委員会(抜粋)

○佐藤泰介議員

(略)

やっぱり成績順に出るんじゃないかと、やっぱり序列化するんじゃないかと、そういうことがあるいは教員評価をされるんじゃないかと、悉皆テストにする、悉皆調査にするとそういう状況が起こりますよということを私は強く言いたいと思うんですね。

(略)

○伊吹文部科学大臣

先ほど来私が申し上げましたように、これは全国的な学力の状況を把握をして、今後の教育政策の判断材料にするためにやらせていただいているわけございまして、私が就任いたします前の、昨年の6月に事務次官通知というものを文部科学省では出しておるようでございます。これによりますと、文部科学省は全国、国全体及び都道府県の状況は公表すると。しかし、学校間の序列化や過度な競争が生じないように、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は行わない。都道府県教育委員会には当然その結果が行きますので、各教育委員会等も個々の市町村名や学校名を明らかにしないということを前提にして調査に参加をしておられますから、今回の調査に関しては学校が順番で公表されるなどということはありません。・・・。

○銭谷初等中等教育局長

全国学力・学習状況調査の実施にあたりましては、いろいろなご意見があったわけでございますけれども、基本的には閣議等の決定その他を踏まえまして、私どもが今回実施をしましたやり方、公表の仕方というのが、今回の学力・学習状況調査において確定をしているものでございます。国は、国全体及び都道府県の状況は公表すると。しかし、学校間の序列化や過度の競争が生じないように、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は行わない。このことは、本調査の実施要領、昨年6月の事務次官通知におきまして明記をしております。この実施要領に基づき、各教育委員会等が個々の市町村名や学校名を明らかにしないことを前提として調査に参加をしております。今回の調査は、冒頭、大臣からもご答弁ございましたように、普段の学習の状況というものを把握をして、その結果を分析することによりましてそれぞれの学校の指導改善、それから私ども全国的な教育指導の改善のための諸施策に反映をさせていくというものでございます。

調査結果の公表・情報公開に関する中央教育審議会の答申等の記述

1. 新しい時代の義務教育を創造する(答申)(抜粋)

(平成17年10月26日中央教育審議会)

第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する

—義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善—

(2) 教育内容の改善

ウ 学習到達度・理解度の把握のための全国的な学力調査の実施

- 各教科の到達目標を明確にし、その確実な修得のための指導を充実していく上で、子どもたちの学習の到達度・理解度を把握し検証することは極めて重要である。客観的なデータを得ることにより、指導方法の改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できることとなる。このような観点から、子どもたちの学習到達度・理解度についての全国的な学力調査を実施することが適当である。なお、実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないよう十分な配慮が必要である。
- 具体的な実施の方法、実施体制、結果の扱い等について更に検討する必要がある。その際には、自治体や学校が全国的な学力状況との関係でそれぞれの学力状況を把握することにより、教育の充実への取組の動機付けとなることが重要な視点であると考えられる。
- また、併せて、収集・把握する調査データの取扱いに慎重な配慮をしつつ地域性、指導方法・指導形態などによる学力状況との関係が分析可能となる方法を検討する必要がある。なお、学力調査の調査内容に関しては、知識・技能を実生活の様々な場面などに活用するために必要な思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力を対象とすることが重要である。

2. 全国的な学力調査の具体的な実施方法等について（抜粋）

（平成18年4月25日全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議）

5. 調査結果の公表及び返却について

（略）

（2）調査結果の公表の具体的方法

- 昨年10月の中央教育審議会答申においては、「実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないよう十分な配慮が必要である」との指摘がなされている。
- 国が公表する調査結果については、都道府県は、教職員の給与費を負担するとともに広域で人事を行うなどの役割と責任を有していることなどにかんがみ、国全体の状況に加えて、基本的に都道府県単位の状況とする。
- 市区町村の状況については、現在都道府県において独自に実施されている学力調査においても市区町村単位まで調査結果を公表する自治体数が8にとどまっていることや、現時点において個々の単位の状況まで公表すると序列化や過度な競争につながるおそれがありその影響は大きいと予想されることなどを考慮し、個々の市区町村単位の状況を公表するのではなく、地域の規模等に応じたまとめごとにより、例えば、大都市（政令指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市、町村の状況を公表する。また、へき地における学校全体の状況を公表する。

（略）

- また、公表に当たっては、全国的な学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であることを示すことや、数値により示される調査結果についての解釈を併せて示すことなどの配慮が必要である。

（3）調査結果の返却の具体的方法

（略）

- また、返却に当たっては、以下のような留意点を併せて示すなどの配慮が必要である。
 - ・ 全国的な学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であること。
 - ・ 数値による示される調査結果については、分かりやすい反面、一面的な解釈がなされるおそれがあるため、その数値の解釈と併せて返却すること。
 - ・ 学校評価や児童生徒の学習状況の評価など学校教育にかかわる評価に際して、この調査結果を有用な情報の一つとして活用できるものの、この調査

結果は多面的な評価のための一側面にすぎないこと。

(略)

- 都道府県が国から返却された調査結果を独自に公表することについては、国としては都道府県に対して一定の考え方を示して都道府県等の判断にゆだねるべきとの意見もあったが、都道府県が域内の市区町村等の状況を個々の市区町村名等を出して公表することになると序列化や過度な競争につながるおそれは払拭できないと考えられる。また、全国的な学力調査の実施主体が国であることや市区町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみると、都道府県に対して、原則として、国における公表レベルや内容と同様の対応を求めることが適当である。
- 一方、全国的な学力調査において、都道府県等が、域内における学力に関する分布の状況を明らかにするために、個々の市区町村名等を出さずに市区町村、学校、児童生徒の分布の状態を示すことはあり得るものと考えられる。
- 現在、都道府県が独自に実施する学力調査において、域内の市区町村の状況を個々の市区町村名等を出して公表している都県があるが、これについてはそれぞれの都道府県の判断にゆだねられるべきである。
- 国が市区町村や学校に調査結果を返却することのねらいは、それぞれが全国の中でどのような状況であるか認識し、その上で指導改善等に生かすことにある。各市区町村や学校が自己の結果を公表することは、それぞれの判断にゆだねることが適当であるが、公表する場合も、全国的な学力調査の結果に基づいて順位付けがなされることや過度な競争をあおらないよう細心の配慮を払う必要がある。
- 市区町村、学校が地域や保護者等に説明責任を果たすために自己の結果を公表する場合には、例えば、この調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化や過度な競争をあおらないような工夫や取組が必要である。

鳥取県情報公開条例所管課（鳥取県総務部県民室）の意見
市町村別・学校別データの取扱いについて

○基本的に全部開示とする。

（ただし、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るものは非開示）

－根拠：県情報公開条例第9条第2項第6号の（7）－

（理由）

- ・当該調査事務は県の法定受託事務ではないため、文部科学省事務次官通知は上記条例第9条第2項第1号の「実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為」に該当しない。
- ・本県条例では、非開示とするのは、「児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの」と規定していることから、今回の調査結果について当該規定を適用せず、文部科学省のように事務事業支障にあたと判断することは、ダブルスタンダードになるため、事務事業支障により非開示と判断するのは困難である。

【参考】鳥取県情報公開条例（関係部分のみ）

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1）法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

（中略）

（6）県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ （略）

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ （略）

オ （略）

（7）小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であつて、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの

*上記（7）は平成15年6月議会で、平成15年に本県で実施された基礎学力調査結果の開示にあたり、執行部は学級ごとの調査結果は非開示とする旨の条例改正案を提案したが、自民党議員から「一律非開示ではなく、規模、人数を勘案すべき」との意見が出され、上記修正案が議決されたものである。